

＝消費生活相談員のための判例紹介＝

出会い系サイトの利用者がサイト運営会社及びその代表取締役に対し損害賠償を求めた事案について、メールのやりとりの相手方はサクラであったと認定した上、サイト運営会社は詐欺に該当する違法なサイト運営行為を行っていたとして、サイト利用料全額の損害賠償を認めた判決。

さいたま地方裁判所越谷支部 平成 23 年 8 月 8 日判決 平成 22 年 (ワ) 第 252 号 (被告ら控訴)
弁護士 土屋 文博 (埼玉弁護士会)

1 事案の概要

本件の原告は、当時 20 代後半の女性です。原告は、平成 18 年秋ころ、その所有する携帯電話でインターネットに接続して占い又は懸賞のサイトを閲覧し、そのサイトにニックネーム、性別、年齢等を登録したところ、被告会社の運営する出会い系サイトの会員に自動的に登録されてしまいました。途端、複数人の者から大量のメールが届くようになり、メールの送信者は、資産家、会社社長、医師等を名乗り、中には特定の芸能人であることを匂わせる者もいました。原告は女性ですが、送信者は男性のみならず女性もいました。

ところで、当該サイトに自動登録された際、300 ポイント分の無料ポイントが付与されました。1 ポイントは 10 円とされ、メッセージを読むこと及び相手に返信することに各 23 ポイント掛かり、相手と 1 回メールのやりとりをするだけで 460 円掛かる仕組みとなっていました。

原告は、当初は好奇心から無料ポイントを用いて数人の相手と同時にメールのやりとりを開始したところ、相手からはきちんと返信がなされ、メールのやりとりは継続しました。原告は、相手に返信をしなければ悪いとの思いと、社会的地位のある送信者と友人になりたいとの期待等から、無料ポイントを費消した後も自らポイントを購入してメールのやりとりを継続しました。メールのやりとりが継続されると、相手の方から直接会って話したいとの申し出がなされるのですが、具体的に待ち合わせの日時や場所を決めて約束しても突然キャンセルされることが繰り返されました。そして、ある相手とのメールのやりとりが終了しても、また別の相手が原告とメールのやりとりを希望し、絶えず、複数人とメールのやりとりをしている状態が続きました。

このようにメールのやりとりを継続した結果、原告は、1 年 4 か月の間に、サイト利用料として 543 万円を支払いました。

2 出会い系サイトの問題点

出会い系サイトは、本来、面識のない異性との交際を希望する者同士が相互に連絡できる場として発生したものであり、平成 11 年に携帯電話によるインターネットアクセスサービスが開始されて、携帯電話より web サイトが閲覧できるようになったことを機に広まりました。出会い系サイトは、身元や素性を偽って登録することが可能であることから、援助交際、詐欺、恐喝等様々な犯罪の温床となりがちであり、それゆえ、平成 15 年 9 月 13 日には「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)」が施行され、18 歳未満の児童を性行為目的で誘い出す書き込みをインターネット上で行う行為などが禁じられるところとなりました。

かかる法規制を受けてか、出会い系サイトは、当初は無料のサイトが存したものの、次第に課金システムを採用する有料のサイトへと変貌するとともに、いわゆるサクラを用いてこれに実在するとき人物を演じさせ、会う約束や金品を贈与する約束を繰り返すなどして利用者にメールのやりとりを継続させ、もってサイト利用料を徴収するという手法が主流となっていきました。初期の出会い系サイトが単に出会いの場を提供して当事者同士が出会っていたものであるとすると、次第に、サイト運営会社自体がサクラを用いて会う約束等を繰り返させてはこれを反故にしてサイト利用を継続させるという「非出会い系」へと変貌していったのです。併せて、実際には利用していないのに当該サイトから利用料を請求されたり、無料を謳っておきながら料金が発生してこれを請求されたり、手数料等根拠不明の料金が上乘せられて請求されたりするなどの事例が多発するようになりました。

要するに、初期の出会い系サイトにあっては利用者が違法行為の主体となりがちであったのですが、次第にサイト運営会社自体が違法行為の主体となっていたのです。国民生活センターによると、出会

い系サイトのメール交換をめぐるトラブルの相談は2010年度は4853件であり、2009年度の2487件から倍増していますが、ほとんどがサイト運営会社に対する苦情となっています。

3 本判決の概要

本判決は、占い又は懸賞のサイトを閲覧していた原告が本件出会い系サイトに誘導されてしまった事実を認めた上で、「本件サイトのシステムによると、被害者に本件サイトのサーバーを通して、メールの交換をさせればさせるほど、ポイントが掛かり、運営会社である被告会社は多額の利益を得ることになる。他方、本件サイトの利用者は、本件サイトを通じて相手方と知り合ったら、なるべく早く、本件サイトのサーバーを通さずに、直接メールをやりとりするようになれば、ポイント料が掛からないですむから、そうするのが自然である。」「前記(3)によれば、被告会社は、より多額の利益を得るために、交信相手としてサクラを使用し、サクラに多数の相手方の人格を使い分けさせる、被害者と直接メールのやりとりをせずに、本件サイトのサーバーを通じてメールを交換させる等の方法で、被害者をして多数の相手方と平行して本件サイトのサーバーを通じて多数のメールのやりとりをさせて、多額のポイントを消費させ、多額の利益を得ていたものと認めることができる。」と判示し、サイト運営会社がサクラを使用して利用者にサイト利用を継続させて利益を上げていたことを認定しました。

そして、当該サイト運営会社において交信相手がサクラであるのに直接会えることを売り物にした点等から、当該会社は詐欺に該当する違法なサイト運営行為を行っていたとし、これは同社の営業方針としてなされた構造的・組織的なもので当該会社自身の不法行為であると認定しました。併せて、当該会社の代表取締役に対しても、同社の他の従業員らとともに違法なサイト運営行為を推進していたとして、共同不法行為責任を認めています。

4 本判決の意義

出会い系サイト被害が近時多発していることから、この2、3年の間に各地の弁護士会等で同被害に関する相談や弁護団の立ち上げがなされるとともに、サイト運営会社に対する損害賠償請求がなされるようになってきました。かかる状況下で、サイト業者側に代理人弁護士が就いたケースにおいて、サクラを使った出会い系サイトの違法性を認定し、サイト運営会社に損害賠償責任を認めた判決は、いまだ珍しいと言えます。

判決の内容は、極めて常識的な判断を示したものであり、妥当なものであると思われます。また、本

件にあつては、被害者が自ら543万円も出捐して1年4か月にも渡ってサイト利用を継続していますが、本判決はこれを被害者の落ち度とは見ず、過失相殺を一切しなかったものであり、この点は高く評価できるものです。

5 原告の立証のポイント

原告は、全国の消費生活センターに寄せられた本件サイト運営会社に関する被害事例のPIO-NET情報を証拠として提出しましたが、本判決は、原告が本件サイトに自動登録されてしまった事実及び本件サイト運営会社がサクラを用いてメールのやりとりを継続させていた事実の認定につき、とりわけ上記PIO-NET情報を重視しています。

本件にあつては、原告と相手方とのメールのやりとりはすべてサイト運営会社側のサーバーにおいてなされているところ、サイト運営会社側はかかる記録を一切開示せず、他方、原告側には送信されてきたメールが数通残っていただけであって、当初、サクラの存在を具体的に立証することは困難に思われました。しかしながら、PIO-NETには、本件サイト運営会社が交信相手にサクラを用いていると思われる被害事例が多数収集されており、これが裁判所に本件でも同様であるとの推認をなさしめたと思われます。消費者事件にあつては全国の消費生活センターに寄せられた同種被害についての情報を証拠として引用することがよくなされるところですが、かかる情報の重要性を痛感しました。

6 今後の問題点

本判決については、被告らは控訴をしていますが、おそらくは過失相殺（原告側の落ち度の有無、程度）が最大の問題となると思われます。

この点、出会い系サイト被害において訴訟となる案件は、通常、被害者が任意でサイトを利用して、多額の利用料を支払っているケースです。そして、利用料が多額になるということは、通常、相応の期間サイトを利用しているということを示唆しますから、その間にサクラを実在の人物と盲信した被害者にも落ち度はあると思ひ至ることは容易です。実際、同種の訴訟においても、被害者側の過失の有無、程度が争点となっているようです。

しかしながら、過失相殺が認められることは、サイト運営会社に違法な利得を認めることと同義です。出会い系サイトの運営会社が、構造的に、消費者を誘導し誘惑してサイト利用行為を継続させて収益をあげている事実を、全国の裁判所に理解してもらう必要があります。

[本判決は消費者法ニュースに掲載予定]